大阪市立大学大学院　都市系専攻
修士論文概要集 2023 年 2 月

大阪・川口居留地における都市空間の機能転換

FUNCTIONAL TRANSFORMATION OF URBAN SPACE IN KAWAGUCHI SETTLEMENT, OSAKA

建築デザイン分野　　伊賀正隼
Architectural Design　　Masatoshi IGA

川口居留地とは大阪市西区にあった外国人居留地である。商業から文教への機能転換が行われた事、自治組織が存在し続けた事が大きな特徴であるが、その機能転換と自治組織の実態については明らかにされていない。以上を明らかにするために、まず土地利用、建築、自治組織から考察を行い、都市空間という観点から包括的に関係性を論じた。これにより、川口居留地における都市空間の機能転換が市民による空間創造によって行われていたことが明らかとなった。

The Kawaguchi Settlement was a foreign settlement in Osaka City's Nishi Ward. The main characteristics of the Kawaguchi Settlement are that its function was changed from commerce to education and that an autonomous organization continued to exist, but the actual conditions of these have not been clarified. In order to clarify the above, we first examined the relationships among land use, architecture, and self-governing bodies, and then comprehensively discussed the relationships from the perspective of urban space. As a result, it became clear that the functional transformation of urban space in the Kawaguchi Settlement was carried out through the creation of space by citizens.

1. 序論

1-1. 研究の背景と目的

1868 年、川口居留地[注 1)]は雑居地と併せ外国人居留地として、現在の大阪市西区に設定された。外国人達には居留地内での建築は許可され､都市が形成された。

また、川口居留地では警察や都市整備といった自治活動も彼らによって居留地撤廃まで行われ続けていた。

開港当時、経済の中心であった大阪に近接する川口居留地は商業面で大いに期待されていた。しかし、川口が河川港であるため大型船が付けられなかった事や外国人の素行への取り締まりが厳しかった事等から行き詰まり、商業的な中心は神戸居留地へと移るに至った。その後、川口居留地には撤退していく商人と入れ替わるようにして宣教師たちが訪れる。そして宣教師はこの地に居住しながら教会や病院､学校を設立させ、文教地区へと変えていった。

この様な商業から文教への都市的な機能転換がなされた事と自治組織が存在し続けた事は居留地としても稀で、川口居留地の大きな特徴であるが、その機能転換と自治の両者の実態や関係性は明らかでない。それらを明らかにするには、建築から都市的動向、自治組織の活動も含めた都市空間という観点からの考察が必要であると考える。

既往の研究としては、土地利用は村田氏[1)]による全国居留地の比較研究によって量的傾向は示されている。また、自治組織は主に規定整備や警察消防の変遷について大阪市史[2)]、発足初期の構成員と成果についてヤン氏[3)]によって示されている。建築は、開港初期の商館建築と後期の宗教建築について坂本氏[4)]、林野氏[5)]によって示されている。全体として成果は発足初期や成熟した後期についてが多く転換期の成果は少ない。また、各分野の成果はあるが都市空間として統合的に論じられたものはない。

以上より、本研究は川口居留地における都市空間の機能転換に注目し、その実態を明らかにする事を目的としている。また、転換の実態が明らかになる事でこれまでの前期や後期の既往成果と結び付き、川口居留地の都市空間を通時的に捉える事を可能とする。さらに、転換の実態は都市空間が市民組織との関係によって作り替えられていく過程を示す貴重な一例になると考える。

1-2. 研究の方法と構成

先に述べた通り、川口居留地の大きな特徴は市民による都市的な機能転換と自治組織の存在であった。その特徴に沿い、土地利用、建築、自治組織の 3 つの項目から考察を行い、最後にその関係性を示す構成をと

る。そのため論文の構成は以下となる。

まず 2 章で土地利用の調査を行い、通時的な動向の把握から機能立地の転換について考察を行った後、3 章では自治組織の実態と成果から組織構造の転換について考察を行う。4 章では転換期の建築の動向や設計者の関係性に注目し考察を行う。

2. 川口居留地の土地利用

2-1. 土地利用の資料と方法

居留地において、誰がどこの土地を利用していたかを知る資料としては『The Japan Directory』[6]がある。これに加え『大阪在住外国人名簿』[7]を用い調査を行う事で該当者の職種等の詳細な情報を追加した。

2-2. 土地利用の分析

■せり市の立地特性

ここでは、新聞[8]に広告されたせり市の開催場所のプロットから商人の活動を考察する。(図 1) 2 番地で行われた 1 回以外は東側の土地でせりが行われている。また、商館の立地を見ても東側に多い事が分かる。川口居留地は当時の大阪の都市からみると西の周縁の土地で、大阪の中心地は東側にあった。つまり、市街と面する側が居留地の正面となり、せり市や商館の立地が東側に寄ったのではないかと考えられる。

■教派毎の立地特性

ここでは、機能転換を起こしていった宣教師たちの土地利用について注目する。これまで大きく宣教師と一括りにされる傾向にあったが、その教派毎の立地をプロットし分析を行う。(図 2,3)

居留地撤廃前年の 1898 年の立地を見ると、いくつかの例外はあるが、道路に沿って、もしくは隣接区画を同教派が取得し、一体的な利用が共通して見られた。

特に英米聖公会はメインストリートである中央の東西通り沿い(3～23 番)を取得し、居留地の主要な景観を形成しようとする意志があったとみられる。

1879 年と比較すると、英米聖公会系は 3 番地を原点に北と東方向に拡大し主に道路沿いに一体的な利用を行っていった。また、立地させた施設数に注目すると英米聖公会系が病院 1 つ学校 3 つ教会 1 つを立地させ最多となっている。会衆教会は対照的に大阪市街への活動の注力から、施設立地は少なかった。

2-3. 小結

開港初期は大阪市街に近接する東側に商会が立地し、せり市なども東側で行われていた。一方で西側の土地は未利用のものが多く残されていた。その後、1875 年頃には商人の転出が始まり、宣教師たちが進出した。最初の宣教師達は主に取り残されていた西側の土地から取得を開始し、活動の拠点とした。そして宣教師たちが区画の多くを占めるころ、教派毎にその立地を調べると教派毎に固まった立地を見せ、独自に地区を形成しようとした意図が伺える。また、教派の違いによって施設立地の数にも差が表れており、特に英米聖公会は居留地という場所に多くの施設を立地させ、大きな影響力を持っていた事が明らかとなった。

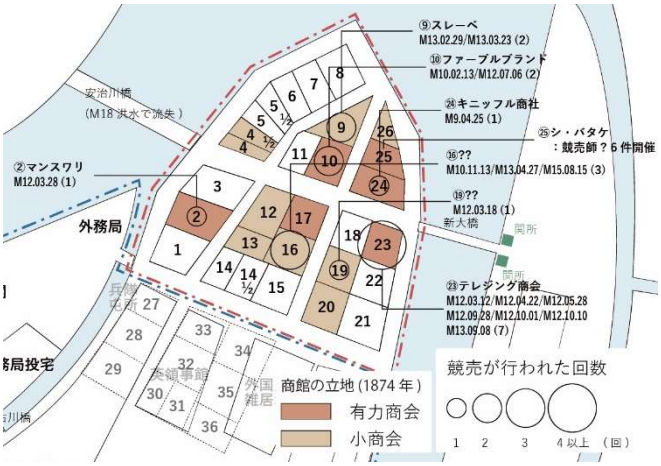

図 1. せり市の立地

図 2. 1879 年の教派毎の立地

図 3. 1898 年の教派毎の立地

3. 居留地会議の運営実態と成果

3-1. 資料 居留地会議録の概要と扱い方

『居留地会議録』は、各会議の内容を要約した議事録(英語)のことで、第 1 回から最後の第 126 回までの全てが大阪市公文書館に所蔵されている。これを資料とし居留民による自治の実態と成果を明らかにする。

3-2. 居留地会議の運営実態

3-2-1. 居留地会議の制度

居留地会議の制度は、1867 年 5 月に外国人代表と幕府との間で定められた「取極」と 1868 年 8 月に明治新政府と結んだ「約定書」によって規定されている。メンバーの構成は、外国領事 1 名、居留民代表 3 名、日本政府代表 1 名とし、横浜や長崎居留地の経験を活かし各方面のトラブルを未然に回避する構成となっている。議員の選挙後、会頭、副会頭、会計、書記が役職として割り当てられ、土木、警察など小委員会の責任者が選出され業務にあたった。運営資金は借地代の一部と別途徴収する警察税から成り、十分足りるように定められていた。

居留地会議の仕事範囲は居留地内の管理に限定され、主に道路建設と維持、排水工事、掃除、植樹、墓地の維持、消防と治安の維持を行った。

3-2-2. 居留地会議の構成員の変化

領事や商人が神戸に移り、宣教師が増えると、メンバーも宣教師が占めるようになった。1881 年以降では 1 人を除き皆英米聖公会の宣教師となり、全国的にも例のない、事実上の宣教師達による自治地区となった。

3-3. 居留地会議の成果

これまで居留地会議の成果として、会議や選挙の規定整備、警察消防の組織化が会議発足初期に行われていたのは既往研究によって示されている。以下では都市整備への貢献と放棄地の取得について取り上げる。

3-3-1. 都市整備への貢献

■第一期整備　-商人 Lehmann による計画-

排水と道路の補修に関して最初に議論されたのは第 2 回会議(1869.05.10)であった。作業委員会に任命されていた Carl Lehmann は来る梅雨と台風の時期に向けて仮にでも排水計画を作る事が求められ実行した。第 10 回会議(1869.12.10)では改めてまとまった排水と道路計画が提出されている。

迅速な対応を見せた Carl Lehmann であるが、彼は弟の Rudolf Lehmann とレーマン・ハルトマン商会を営んでいた。Rudolf はドイツのカルルスルー工業大学で学んだ土木、造船、機械の技師で、Carl は武器や機械の商人として活動した人物である。排水と道路計画がスムーズに行われたのはレーマン・ハルトマン商会という技術と商売の両面で強みのある商会が請け負った事に依るのではないかと推測される。

■第二期整備　-居留地庁舎の建設と邦人の道路補修-

発足以降、会議は主に領事館や私邸で行われ一般居留民は会議に参加できなかった。第 20 回(1872.09.20)に居留地庁舎の建設の議案が提出され用地取得が始まった。作業には蘭人商人 Rappard があたった。用地は 15 番地の道向かいの居留地外の敷地が選ばれた。第 23 回(1873.09.15)では Bonger Brothers による居留地会議所の設計図と見積もりが提出され、施工者との契約後工事が行われた。第 31 回(1874.07.22)には完成を迎え、居留地庁舎完成後初の会議がその場で行われた。

完成した居留地庁舎は消防と警察の本部、更に領事裁判所としても使われ、自治組織の活動拠点となった。

この頃、会議の規定整備、警察消防の組織化もまとまりを見せ、初期的な整備が揃った時期でもあった。

また 1881 年、作業委員には技師・商人の Heitkemper があてられていた。彼は交流のあった藤田伝三郎の営む藤田組に道路の補修を請け負わせており、邦人によって道路補修が行われていた事も確認された。

■第三期整備　-基督教関係者による都市整備-

商人と宣教師が入れ替わる 1870 年代後半～1880 年代前半は次節で取り上げる放棄地の取得交渉を行っていたこともあり、都市整備として目立つものは少ない。

その以降では、基督教関係者がメンバーを占め、彼らによる都市整備が行われていく。特に第 75 回から第 100 回では作業委員会に建築家 A.N.Hansel があたった。建築家である彼は来阪後、三一神学校に住み込み、教鞭をとりながらプール女学校の設計を行っていた。その設計業務の傍らで、第 92～101 回(1889.01.31～1892.02.02)の会議では議長も務めていた。

Hansel の功績としては、第 77 回(1885.01.05)から 83 回(1886.08.11)にかけての、居留地の拡張部の道路幅の設定から整備と街灯の設置。第 93 回(1889.05.16) や 96 回(1890.06.06)での大規模な排水路の改修計画。また、第 95 回(1890.02.14)では 12 番地にプール女学校ができたことにより、消火鐘の位置を変更している。更に、レクリエーショングラウンドの生け垣設置と木津川の堤防上芝生と柵の設置提案も行っている。

Hansel が神戸へ移った後、建築土木技師 G.H.Pole がメンバーになるが彼もまたこの地で伝道に携わった人物であった。つまり、この頃この地で伝道や教育を行う当事者でありつつ、工学系の専門家でもある人物によって良好な環境が作られていった。

■第四期整備　-居留地返還に向けた点検と整備-

その後も都度、道路や排水溝の補修や整備に関する報告がでてくるが、目立ったものとしては、第 119 回(1898.10.19)の技師 J.Ellerton による川口居留地全体の排水設備の調査報告がある。これは、居留地が日本政府に返還されるにあたって、居留地を点検し、不備は

修繕し返還しようという意図で行われた調査と報告である。Hansel によるパイプ式排水路が満足に機能している報告などがされつつもいくつか問題点が示され、居留地の返還に向けて修繕が進められた。修繕は最終回の第 126 回(1899.07.17)に間に合わなかったが、完了まで作業委員会が行う約束が交わされた。

3-3-2. 放棄地の取得への貢献

商人達の中には撤退した後、地代を滞納し続け連絡も途絶える者もいた。その結果土地は放棄され、その土地の扱い方が問題となった。この問題の解決に向けて尽力したのも居留地会議であった。

■滞納と放棄の確認から放棄地取得の規定整備まで

最初に地代の滞納が取り上げられるのは、第 43 回(1876.04.08)で、地代と警察税の滞納者が 10 人以上いると報告されている。(全区画は 26)そして滞納者に対しては、2 週間の猶予を与え、超過する場合は領事館に報告し処分を促す方針が示された。

翌年の第 49 回(1877.07.12)に残りの滞納者が報告され、第 50 回(1877.11.22)で放棄地が確定した。

第 51 回(1878.01.19)では C.F.Warren が放棄地の取得を試みるが、まだこの頃放棄地の取得に関する手順や権利の整理がついておらず、その規定作成が必要であるという結論に至った。第 52～57 回(1878.06.06～1880.01.15)では、その規定について議論がなされた。

その結果、土地代が滞納され放棄が疑われた場合、土地所有者の属する国の領事館を通じて当事者に地代の納入と放棄の確認を促し、放棄が確定すれば 1 坪当たり 1 円で競売にかける事が決定された。

以上の様に、土地所有者に対して各国領事を通した交渉が必要で、統括的な管理のできない居留地において放棄地の取得手続きは厄介であった。この状況に対して、議員に領事官がいた事、自らが取得を試みる宣教師 C.F.Warren が関わっていた事によって交渉は続けられ規定の整備に至らしめた。

■放棄地取得の遂行

規定の整備が進んだ 1880 年以降、放棄地の取得が進んでいくが、その取得は計画的に行われた。

1 番地は隣地(2 番地)の信愛孤児院が取得し施設が拡張された。5、8 番地は英聖公会が取得し H.Laning 医師邸とバルナバ病院がセットで立地した。12 番地は道向かいの 3 番地に居住する C.F.Warren が取得し、聖三一教会礼拝堂が 3 番地より移築された。22 番地は、居留民議員であった Heitkemper が取得し藤田伝三郎・ハイトケンペル商会を立ち上げている。

つまり、放棄地は基督教関係者か議員によって取得され、彼らの活動地を拡張する、あるいは新たな施設を設置する様に計画的な取得が行われていた。

3-4. 居留地会議の組織構造の分析

以下では運営実態と成果から組織構造を整理した。3 つの年を下敷きに、前中後期の特徴を述べる。

1. 領事官による規定整備と商会による都市整備(1868)

発足初期の居留地会議は領事官を交えて、制度や組織体制を練り上げていきながら、居留民議員である商人の能力よって都市整備がすすめられた。

図 4　前期の組織構造

2. 宣教師たちによる放棄地取得と立て直し(1881)

商人と宣教師が入れ替わる転換期は、主に宣教師が商人達の放棄した土地の取得に尽力し、自身の活動拠点を整えつつ、土地を取得することで自治にも資金を回していた。また、都市整備では居留民とのつながりのある日本人が施工を請け負うこともあった。

図 5　転換期の組織構造

3. 当事者による成熟した都市空間整備(1891)

後期は、議員のほとんどが宣教師やその関係者になっている。つまり土地で教育や宣教を行う当事者が自治を全面的に行っている状況が作られていた。その中で建築家 Hansel もプール女学校の設計中と設計以後にも都市整備に関わり良好な環境創造に貢献した。

図 6　後期の組織構造

3-5. 小結

居留地会議はこれまでの居留地での失敗を活かした制度策定が行われていたことにより、成果を発揮し存続し続ける事が出来た。会議規定や組織整備といっ

た初期的な整備は早くに行われた。そして、訪れた宣教師たちは自治組織のメンバーになる事で、放棄地の取得交渉を主導し、自らの活動地として取得に至らせた。これにより自治にも資金が回り、各種整備へ還元された。また、都市整備や治安維持も基督教関係者が行う事で、当事者のつくる公共空間として一体感をもたらすに至った。

4. 川口居留地の建築

4-1. 川口居留地の建築の特徴と変遷

4-1-1. 開港初期の建築

開港初期は商館や住居、ホテルなどが建てられたが単純なものが多く、他の居留地と比較した際に目立つようなものは少なかった。その後、商業の不振から商人たちは撤退し、商館等は取り残される状況となった。

4-1-2. 転換期の建築

商人の転出に伴い宣教師たちの進出が進む転換期では、宣教師たちは取り残された商館等を利用し宣教の初期的な拠点とした。居留地内初の宣教師である C.F.Warren は元商館(写真 1)の 3 番地に居住しながら、自宅脇に居留地内初の小会堂(1875)(写真 3)と礼拝堂(1877)を新築している。そして小会堂は 4 番地へ(1877)、礼拝堂は 12 番地へ(1881)と移築されている。

移築の他、増改築も行われていた。Osaka Hotel は Eddy's School としてコンバージョン(1879)(写真 4)されている。ヒウス商会は信愛孤児院としてコンバージョン(1880)されている。また C.F.Warren は神学校開設の為自宅に二階を増築(1882)している。(写真 2)

つまりこの時期、宣教師たちは商館やホテルの増改築や新たな教会の移築といった空間資源の改変や移動を行うことで初期的な活動の拠点を作っていた。

4-1-3. 後期基督教関係建築

この時期は、川口居留地を代表する建築が竣工し成熟を迎える。21 番地には居留地内初の純洋風建築の聖テモテ教会(1882)が建った。いくつかの研究でこの教会(川口キリスト教会とも呼称)は 1872 年 5 月に竣工したと記載があるが、これは雑居地で会堂した年の間違いでこの教会の竣工は 1882 年 5 月 17 日である。[9)]8 番地には木造二階建で特徴的な出窓を持つ聖バルナバ病院(1883)が建った。18 番地には煉瓦造二階建の三一神学校(1884)が建った。林野氏は 1889 年頃の建築としていがこれは間違いで 1883 年が正しい。[10)]12 番地には煉瓦造二階建のプール女学校(1889)が建った。

4-2. 川口居留地の建築の分析

前項で明らかとなった転換期の建築といくつかの史実の修正を加えたうえで、分析を行う。

■川口居留地で活動した設計者

J.Smedley は各国居留地で転々と設計を行う、典型的な居留地建築家で、クーザンの礼拝堂(1879)を設計した。クーザンの礼拝堂は雑居地に建てられたローマカトリック教会系の教会である。

J.M.Gardiner はハーバード大学出身の建築家である。彼は築地の立教学校(米国聖公会)で校長を務めながら、聖テモテ教会(1882)を設計している。この際、工事管理に正式な建築教育は受けていなかった司祭 T.S.Tyng を入れ、そこで技術を学ばせた。

T.S.Tyng は米国聖公会の宣教師で、聖テモテ教会で技術を学び、居留地内初の病院である聖バルナバ病院(1883)を設計した。当時最先端の器具が揃えられた。

G.H.Pole はお雇い外国人として鉄道敷設工事に貢献した人物である。後々自身で校長を務める米国聖公会の三一神学校(1884)を設計した。

A.N.Hansel は英国王立建築家協会正会員の資格を持つ建築家である。プール女学校(1889)は彼の設計によるものである。彼は 1888 年の来日後、三一神学校に住み込みで教育に携わり、当時校長を務めていた Pole との関係がそこで生まれている。三一神学校(写真 5)とプール女学校(写真 6)は中庭側のベランダの手摺の装飾や一階の立ち上がり部の装飾などに類似性があり、Pole からの影響は少なからずあったと考えられる。

林野氏は三一神学校プール女学校の両方の設計に Hansel の関与が考えられるとしているが、時系列を整理すると三一神学校の設計段階には Hansel は来日していないことが分かる。一方でプール女学校の設計は Pole が直接関与あるいは Hansel が Pole の三一神学校をまねたものと考えられる。

つまり、最初に登場した Smedley を除き Gardiner 以降に訪れた設計者たちは全て英米国聖公会系の関係者で伝道や教育に携わっている人たちが川口居留地の主要な建築を作っていた。後に神戸等の活躍で名を挙げる Hansel も川口居留地では宣教師のコミュニティーで共同に設計、或いは影響関係を持っていた。

■商館やホテルの学校へのコンバージョン

宣教師が到来し、伝道を行うために教会は勿論立地したが、英語や音楽や数学といった教育を目的でありひとつの伝道のきっかけとした学校も多く立地していった。ここでいう学校は今日的な意味の通学制ではなく寄宿制とのハイブリッド制であった。このことにより、すでに寄宿機能が含まれているホテルや商館は、合理的に学校へとコンバージョンされていった。校舎の一階に教室が配され、二階は寄宿舎として学生たちが寝泊まりをする場所としたものが多かった。

■移築の認識について

ワレンの宗教施設を代表とする居留地内の建築の移築に関してその特徴を整理すると以下のようになる。明治初期において移築という行為は、海外から見ると比較的新しい技術であったが日本の歴史から見ると、

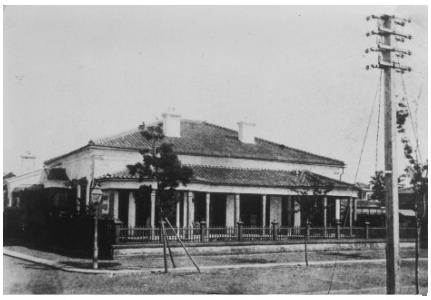

写真 1「ワレンの家」(1868 頃)

写真 2「ワレンの家(増築後)」(1882)

写真 3「ワレンの小会堂(移築中)」(1877)

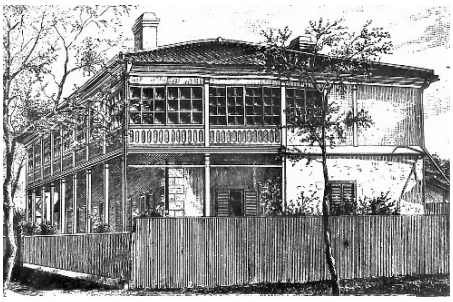

写真 4「Eddy's School」(1879)

写真 5「三一神学校」(1884)

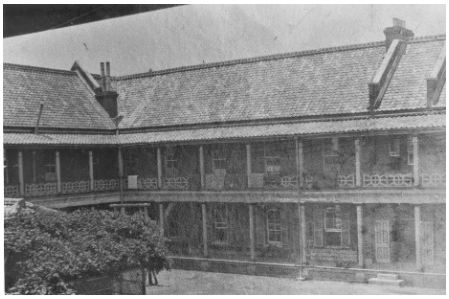

写真 6「プール女学校」(1889)

すでに普及し一般的になったものであった。現に同時期に日本の別地でも移築が行われていた。構法としては曳家で切断無浮揚工法に類する工法が行われている。動力は人力であると思われるが未詳である。曳家が用いられた理由の一つとしては、すぐに使用が再開できることに利点を感じたこと挙げられる。

4-3. 小結

開港初期に建てられた商館等に大きく目立ったものはなかったが、商人たちの転出に伴い進出した宣教師たちがこれらの取り残された建築の機能を転換する事で初期的な拠点としていった。機能転換に際し増改築やコンバージョン、更には移築も行われた。その後建築の専門家が訪れ整った建築が建てられるが、その設計者に注目すれば宣教や教育に熱心な人々であったことが分かる。出来上がった建築としては転換期の増改移築と比すると明確に転換していると見えるが、その過程に注目すれば一貫した当事者による空間創造と利用があったことが明らかとなった。

5. 結論

以上のことから、川口居留地における都市空間の機能転換の実態を以下にまとめたい。

開港初期は、主に商館やホテルが建てられ、立地は市街に近い東側に多かった。一方で西側の土地には空きがみられた。また、この頃自治組織は領事官と商人が主となって運営しており、会議の規定整備や警察消防の組織化や、道路整備や居留地庁舎の建設などが彼らによって行われ、自治組織の初期的整備がなされた。

転換期は、商人が撤退し宣教師が進出を始める 1875 年頃に始まった。商人が放棄した土地を自治組織のメンバーとなった宣教師が取得を主導し、西側の空き地も取得する事で活動地を拡張していった。また、土地に残された商館やホテルなどの特徴を活かしつつ改変したり、時には新築したものも動かしたりと、空間資源の編集によって活動の拠点を作った。

後期は、純洋風の建築も見られ始める 1882 年頃かで、特に施設を多く作った英米聖公会系は工学系の専門家を呼び煉瓦造の整った建築を作ったが、専門家達は皆伝道や教育を居留地内で行う当事者たちでもあった。最終的には最大で 36 区画のうち 28 区画(1893 年)が宣教師たちによって埋められた立地は教派毎にまとまっており、独自に地区が形成されていった。この頃、自治組織のメンバーも宣教師で占められており、建築の創造から都市整備、治安維持にかけても当事者が行なっていた。

つまり、残された建築と空いた土地があり、ある程度体制のできた自治組織もあった事で、それらを改変したり利用することで転換の契機が作られた。そして、活動の拡大と共に、その土地で活動を行う当事者が自治組織を介して土地取得や都市整備に関わり、更には建築の設計にも携わる事により全面的な転換を遂げた。

本研究では、都市空間という観点から包括的に土地利用、建築、自治組織の関係性を論じた。それにより明らかとなった市民による空間創造の過程を示すことによって、都市と人間の関係性に対する一考を与える事が出来たら幸いである。

参考文献

1) 村田明久「外国人居留地の都市計画に関する研究―用途構成の経年変化―」日本建築学会九州支部研究報告第 32 号,1991.3
2) 大阪市『新修 大阪市史 第 5 巻』(平成 3 年)
3) ヤン・ヴァンデルカメン『大阪の居留地会議』(「川口居留地の研究」p41～66)
4) 坂本勝比古『明治の異人館』,朝日新聞社,1965
5) 林野全孝「川口居留地建築の配置と特徴」日本建築学会計画系論文集 1961 年 10 月
6) 『The Japan Directory』大阪市公文書館蔵
7) 『大阪在住外国人名簿』(「川口居留地の研究」巻末資料)
8) 『大阪日報』と『朝日新聞』を用いた
9) 『川口基督教会百二十年のあゆみ』,日本聖公会川口基督教会,1993
10) 『大阪聖三一教会 100 年史』,日本聖公会大阪聖三一教会,1975

写真 1.2.3.5.6. 桃山学院大学資料館蔵
写真 4.『平安女学院大学 130 周年史』p9

注 1) 本稿では、「居留地」と「雑居地」を含んだ全体を「外国人居留地」と呼ぶ。「川口居留地」は「雑居地」を除いた「居留地」を指す。